

## ○ 入札参加資格等について

### 1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和8年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

### 2 市内要件、企業規模

市内要件、企業規模による入札参加の要件なし。

### 3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの二者しか参加できない。

### 4 入札参加資格

- (1) 履行実績  
特になし。
- (2) 参加資格  
古物営業法における古物営業許可を受けていること

### 5 提出書類

- (1) 入札時に提出する書類  
特になし。
- (2) 開札後、落札候補者となったときに提出する書類  
古物商許可証の写し

### 6 その他

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、以下のとおり現物確認ができる。ただし、現地において質問をすることはできない。

#### ア 実施日

令和8年7月1日（水）から3日（金）まで

#### イ 時間

午前10時から正午までの間及び午後1時から午後3時30分までの間  
（1事業者につき、30分間以内とする。）

#### ウ 申し込み方法

現物確認を希望する日の前開庁日の午後4時までに、水道部給水工事事務所（南部）に連絡し、日時を調整すること。ただし、受付は休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに限る。

事前に申込のない場合の現物確認は不可とする。

上記実施日程で調整が出来ない場合は別途水道部給水工事事務所（南部）に

相談すること。

連絡先 水道部給水工事事務所（南部）（担当：田中・山田）

電話 075-672-3671

- (2) 仕様書等に関して質問がある場合には、「仕様書等に関する質問について」（別紙1及び2）（様式指定。エクセル（Office2024で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス [s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp](mailto:s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp)）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（075-672-7726）に電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、持参又はFAX（075-682-0286）での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア 提出期限

令和8年7月8日（水）午後5時まで（持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）

イ 回答の公表期限

令和8年7月16日（木）まで

ウ 回答方法

回答書をウェブページにおいて閲覧できるようにする。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

- (ア) 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの
- (イ) 指定した様式を用いていないもの
- (ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
- (エ) 質問内容が読み取れないもの
- (オ) 当該入札に直接関係のないもの
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合